

## 補装具専門部会設置要領

### (目的)

1 補装具専門部会(以下「部会」という)は、大阪市地域リハビリテーション協議会設置要領第7条の規定に基づき、身体障がい者が必要とする補装具に関して、関係機関が有機的に連携し、適切かつ円滑な業務を促進するために設置する。

### (事業)

- 2 部会は上記の目的を達成するため、次の事項を協議する。
  - (1) 補装具に関する情報交換及び研究
  - (2) 補装具の運用に関する制度間の調整
  - (3) 補装具等福祉用具に関する関係機関等への研修
  - (4) その他、必要と認める事業

### (組織)

3 部会は、補装具等福祉用具に関わる各領域の実務関係者をもって組織する。

### (会議)

4 会議は、必要に応じて開催するものとし、議題は事前に事務局へ申し出るものとする。

### (事務局)

5 部会の事務局は、大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター管理課に置く。

### (その他)

6 この要領に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

### (附則)

この要領は、平成10年9月5日から施行する。

### (附則)

この要領は、平成19年4月2日から施行する。

### (附則)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

### (附則)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

### (附則)

この要領は、平成26年5月1日から施行する。